

居合道称号「錬士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 居合道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和7年5月31日以前に取得）した者。
- (2) 居合道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成28年5月31日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣道連盟に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月3日）とする。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

- (1) 申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容

- ① 課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの居合道修業について述べなさい。
* 参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
- ② 字数 400字以上800字以内。
- ③ 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- ④ 提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「居合道称号錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

- (2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が規則第10条第1号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選のこと。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和8年3月11日（水）

5. 申込先

〒753-0083 山口市後河原237の1 警察体育館別館内

一般財団法人山口県剣道連盟 電話 083-932-5072 FAX 083-932-5073

6. 審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、居合道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。